

インボイス制度について

インボイス制度説明会・登録申請相談会について

令和5年10月から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。事業者の方がインボイス制度への理解を深めていただいた上で、事業に応じた対応や準備を進めていただけるよう説明会などを開催します。

【開催日時など】

開催日時		定員	申し込み 締め切り日※1	開催場所
月日	時間			
2月3日 (金)	10:00～12:00	40名	2月1日(水) 17時まで	日南市生涯学習 センター まなびピア 2階視聴覚室 (日南市木山2丁目 4-44)
	13:00～15:00	40名		
2月10日 (金)	10:00～12:00	40名	2月8日(水) 17時まで	
	13:00～15:00	40名		
2月17日 (金)	10:00～12:00	40名	2月15日(水) 17時まで	
	13:00～15:00	40名		
3月3日 (金)	10:00～12:00	40名	3月1日(水) 17時まで	
	13:00～15:00	40名		
3月17日 (金)	10:00～12:00	40名	3月15日(水) 17時まで	
	13:00～15:00	40名		

- ※1 事前予約制になります。申し込み締め切り日までにお電話で申し込みをお願いします。
- ※2 会場へお越しの際は、なるべく公共機関をご利用ください。
- ※3 登録申請を希望する参加者の方に、会場内で手続きのサポートを行います(e-Taxで申請する場合は、マイナンバーカードおよびスマートフォンが必要です)。
- ※4 新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した開催としており、今後、新型コロナウイルス感染症の状況などによって開催が中止となる場合もあります。

▶適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは…

消費税の申告において、買手が仕入れ税額控除の適用を受けるためには、原則として、売手である登録事業者から交付を受けた適格請求書の保存が必要となる制度です。

なお、詳しい情報は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください(下の二次元コードからも特設サイトをご覧ください)。

また、インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、専用ダイヤル(☎0120-205-553)で受け付けております。

▼「インボイス制度特設サイト」 ▼登録はパソコン・スマートフォンから!



☎ 日南税務署 ☎0987-22-3671
(音声案内で「2」を選択)

インボイス制度

令和5年10月1日から、消費税の仕入れ税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。

適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、「適格請求書発行事業者」となるためには、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

なお、インボイス制度への対応には事業者の皆さまにおいて各種準備が必要となるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要することとなりますので、登録をお決めの方はお早めの申請をおすすめします。

1 適格請求書（インボイス）とは

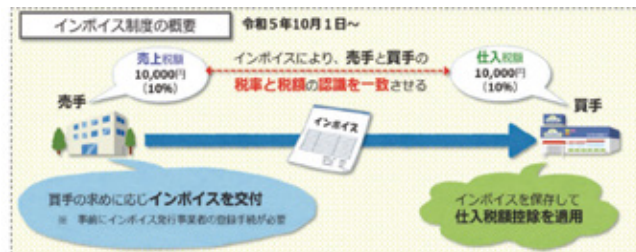
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額などを伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」および「税率ごとに区分した消費税額など」の記載が追加されたものをいいます。

2 適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは

売手である適格請求書発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、適格請求書（インボイス）を交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

買手は仕入れ税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存などが必要となります。



3 制度についてのお問い合わせ

- ・制度に関する一般的なご質問について
軽減・インボイスコールセンター
☎0120-205-553(フリーダイヤル)
- ・個別相談について 日南税務署: ☎0987-22-3671
(音声案内に従って、「2」を選択)
- ・インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に、説明会の開催情報や申請手続きなどを掲載しております。右記の二次元コードよりアクセスしてください。



令和4年分確定申告について

申告相談会場などのご案内

税務署が開設する申告相談会場は、次の通りです。また、申告書はスマートフォン、タブレット、ご自宅のパソコンから国税庁ホームページを利用して作成し、e-Taxで提出することができます。

【税務署が開設する申告相談会場】

- 開設場所＝日南税務署 1階会議室
 - 開設期間＝2月16日(木)～3月15日(水)まで(土日・祝日を除く)
 - 受付時間＝午前9時～午後4時
- ※譲渡所得、山林所得および贈与税についての申告相談は、下表の通り担当者が不在の日がありますので、可能な限り担当者が在庁する日にお越しください。

	担当者が不在の日
2月	2/22(水)、2/24(金)
3月	3/9(木)、3/10(金)

【新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします】

- せき・発熱などの症状がある方や体調の優れない方は、来場をご遠慮いただいております。
- 入場前の検温、手指のアルコール消毒やマスクの着用など、感染予防へのご協力をお願いします。
- 申告相談会場では、入場整理券方式を実施します。なお、入場整理券については、当日配付のほかLINEを通じたオンライン事前発行も可能です(相談希望日の10日前から前々日までに要予約)。

いつでもどこでもスマホで申告

スマートフォン(以下「スマホ」といいます)で所得税の確定申告書を作成し、e-Taxで申告することができます。

令和4年分の確定申告からは、給与所得、年金収入や副業などの雑所得の申告のほか、事業所得や不動産所得の青色申告決算書(収支内訳書)もスマホで作成することができます。

また、消費税の申告書もスマホで作成することができ、自宅からe-Taxを利用して申告することができます。

【スマホでe-Tax】

スマホからe-Taxで申告するために、次のいずれかの方法がお選びいただけます。

①マイナンバーカード方式

「マイナンバーカード」と「マイナンバー読み取り機能を搭載したスマホ」をお持ちの方は、マイナンバー

カードの電子証明書を読み取って、スマホ専用画面からe-Taxで送信できます。

②ID・パスワード方式

事前に税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行される「IDとパスワード」があれば、スマホ専用画面からe-Taxで送信できます。

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)をご覧くださいか、最寄りの税務署にお尋ねください。

☎ 日南税務署

(日南市上平野町1丁目8番地4)

☎0987-22-3671

※自動音声案内

確定申告に関するご相談は、「0」番を選択してください。「確定申告電話相談センター」におつなぎします。
【1月16日(月)～3月15日(水)】

譲渡所得・贈与税の申告をされる方へ

熊本国税局ホームページに、令和4年分の譲渡所得(土地・建物)および贈与税の主な特例の適用要件や必要書類を確認できるチェックシート(マイホームを売却した場合の特例、住宅取得等資金の贈与税の特例など)を掲載していますので、ぜひご利用ください。

また、譲渡所得(土地・建物)の申告の場合に添付が必要となる「譲渡所得の内訳書」の記載例についても掲載していますので、併せてご覧ください。

【掲載場所】

熊本国税局ホームページ

熊本国税局ホームページ 検索

- > 新着情報
- > 譲渡所得・贈与税の申告をされる方

